

令和5年度 財務諸表等の概要



公立大学法人

神奈川県立保健福祉大学

Kanagawa University of Human Services

令和5年度財務諸表の概要

1 貸借対照表

貸借対照表は、本法人の財政状態を明らかにするため、決算日における全ての資産、負債及び純資産（資本）を示したものです。

(1) 資産 4,780,483千円（前年度比 △ 680,656千円）

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	前年度比
資産	5,461,139	4,780,483	△ 680,656
固定資産 ※1	4,246,706	4,038,535	△ 208,171
建物・構築物	3,024,989	2,852,988	△ 172,001
工具器具備品	182,289	244,357	62,068
図書	458,853	462,422	3,569
リース資産	542,727	444,691	△ 98,036
投資その他資産	8,263	8,263	0
その他固定資産	29,586	25,813	△ 3,773
流動資産	1,214,433	741,948	△ 472,485
現金及び預金	980,786	623,375	△ 357,411
未収金・未収消費税	214,009	103,632	△ 110,377
前渡金及び前払費用	17,276	12,333	△ 4,943
その他流動資産	2,363	2,609	246

※科目毎に千円未満四捨五入で作成しているため、合計が積みあがらない場合があります。

【主な増減理由】

固定資産は、主に建物・構築物の償却により、208,171千円の減少となりました。

流動資産は、主に目的積立金の活用に伴う現預金の減により、472,485千円の減少となりました。

※1 固定資産は、耐用年数1年以上かつ取得金額50万円以上の資産を計上しています。

(2) 負債 775,465千円 (前年度比 △ 1,081,879千円)
 純資産 4,005,018千円 (前年度比 401,223千円)

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	前年度比
負債	1,857,344	775,465	△ 1,081,879
固定負債	1,256,454	314,987	△ 941,467
資産見返負債 ※1	849,443	0	△ 849,443
長期繰延補助金等 ※2	8,312	6,328	△ 1,984
退職給付引当金	12,866	13,904	1,038
長期リース債務	385,833	294,755	△ 91,078
流動負債	600,889	460,478	△ 140,411
運営費交付金債務 ※3	33,756	0	△ 33,756
寄付金債務	13,437	10,033	△ 3,404
未払金	310,184	198,957	△ 111,227
前受受託研究・事業費	3,773	15,368	11,595
預り科研費補助金等	54,108	62,675	8,567
短期リース債務	169,542	159,012	△ 10,530
その他流動負債	16,089	14,432	△ 1,657
純資産	3,603,795	4,005,018	401,223
資本金 ※4	4,118,800	4,118,800	0
資本剰余金 ※5	△ 1,300,204	△ 1,369,538	△ 69,334
利益剰余金	785,199	1,255,756	470,557

※科目毎に千円未満四捨五入で作成しているため、合計が積みあがらない場合があります。

【主な増減理由】

固定負債は、地方独立行政法人会計基準等（以下、「地独会計基準等」）の改訂に伴う資産見返負債の廃止による資産見返負債の減等により、941,467千円の減少となりました。

流動負債は、未払金の減等により、140,411千円の減少となりました。

純資産は、「地独会計基準等」の改訂に伴う資産見返負債の廃止による利益剰余金の増により、401,223千円の増加となりました。

※1 令和4年度まで資産見返負債は、運営費交付金、授業料及び寄附金等を財源に償却資産を取得した際に計上し、減価償却に伴い同額を収益に振り替えていました。しかし、「地独会計基準等」の改訂により、令和5年度から固定資産を取得した時点で収益を計上することとし、資産見返負債は計上していません。

※2 「地独会計基準等」の改訂により、令和4年度の貸借対照表における「資産見返補助金等」は、令和5年度より「長期繰延補助金等」として表示しています。

※3 運営費交付金は、一定の事業を行う義務を負うことから、受領時に負債として計上します。原則、期間の経過に伴い収益化されますが、退職手当等に充当される運営費交付金の一部分については、支出に伴い収益化されるため、期末時点の執行残を負債として計上します。令和5年度は、中期目標期間最終年度のため「地独会計基準等」に基づき、全額を収益に振り替えています。

※4 資本金は、県から出資された建物（横須賀キャンパス）です。

※5 資本剰余金は、贈与資本のほか、資本金の減価償却累計額を計上します。

減価償却累計額が贈与資本を超過することから、マイナス表示となっております。

2 損益計算書

損益計算書は、会計期間における本法人の運営状況を示したものであり、事業活動に係る費用と収益を示しています。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	前年度比
経常費用	3,604,393	3,650,195	45,802
教育経費 ※2	346,403	358,266	11,863
研究経費	178,162	169,347	△ 8,815
教育研究支援経費 ※1※2	169,386	90,673	△ 78,713
受託研究費	26,398	16,218	△ 10,180
受託事業費等	242,913	182,558	△ 60,355
共同研究費	6,074	10,983	4,909
役員人件費	21,326	20,343	△ 983
教員人件費	1,407,060	1,434,010	26,950
職員人件費	738,968	725,475	△ 13,493
一般管理費 ※2	462,454	636,363	173,909
財務費用及び雑損等	5,249	5,959	710
経常収益	3,490,914	3,398,293	△ 92,621
運営費交付金収益	2,365,263	2,483,567	118,304
学生納付金収益	681,052	714,261	33,209
受託研究収益	23,682	12,573	△ 11,109
受託事業等収益	242,812	99,910	△ 142,902
共同研究収益	7,196	13,749	6,553
補助金等収益	38,023	36,872	△ 1,151
寄附金収益	21,236	15,197	△ 6,039
資産見返負債戻入 ※3	89,178	0	△ 89,178
その他収益	22,473	22,166	△ 307
臨時損失	8,616	1,929	△ 6,687
臨時利益	8,616	868,017	859,401
目的積立金取崩額	177,479	349,401	171,922
当期総利益	64,001	963,588	899,587

※科目毎に千円未満四捨五入で作成しているため、合計が積みあがらない場合があります。

【主な増減理由】

経常費用は、主に一般管理費の増等により、45,802千円の増加となりました。

経常収益は、受託事業等収益の減等により、92,621千円の減少となりました。

臨時利益には、「地独会計基準等」の改訂により、令和4年度末の資産見返負債を振り替えて計上しています。また、中期目標期間最終年度のため、運営費交付金債務の残額も振り替えて計上しています。

※1 教育研究支援経費は、附属図書館等、教育・研究双方を支援するために要する経費です。

※2 目的積立金の活用による什器更新等に係る費用も含まれます。

※3 資産見返負債戻入は、運営費交付金、授業料及び寄附金等を財源に取得した償却資産を減価償却する際、その相当額を資産見返負債から収益化する科目です。「地独会計基準等」の改訂により、資産見返負債戻入は計上していません。

3 キャッシュ・フロー計算書

一会計期間における資金収支の状況について、活動区分ごとに示すものです。

(単位：千円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー ※1	19,312
II 投資活動によるキャッシュ・フロー ※2	△ 197,728
III 財務活動によるキャッシュ・フロー ※3	△ 178,995
IV 資金増加額	△ 357,411
V 資金期首残高	980,786
VI 資金期末残高	623,375

※科目毎に千円未満四捨五入で作成しているため、合計が積みあがらない場合があります。

※1 通常業務の実施に係る取引収支状況です。

※2 固定資産の取得及び余裕資金の運用等、将来に向けた運営基盤確立のために
行われる投資活動に係る収支状況です。

※3 ファイナンスリース、利息の支払等の取引収支状況です。

4 利益の処分に関する書類

令和5年度は、第1期中期目標期間（平成30年度から令和5年度までの5か年）の最終年度のため、平成30年度決算から令和4年度決算まで当期末処分利益に対し、神奈川県知事が行っていた経営努力の認定は行われず、令和5年度の当期末処分利益及び目的積立金の合計額は、積立金に振り替えられます。

(単位：千円)

	金額
I 当期末処分利益	963,588
II 積立金振替額	86,542
III 利益処分量（I+II） 積立金	1,050,130

※科目毎に千円未満四捨五入で作成しているため、合計が積みあがらない場合があります。

5 財務諸表等について

(1) 作成目的

公立大学法人は、設立団体から運営費交付金等の経済資源を負託され、運営していることから、経済資源に関する情報について、財源の拠出者である住民に開示する責任があります。また、業務運営については、自律性や自発性の発揮を図るため、事後チェックに重点を置く業務評価制度が設けられています。

このように、公立大学法人には、説明責任や業務評価の適正性を確保する趣旨から、財政状態や運営状況を明らかにする必要があることから、財務諸表を作成しています。

(2) 作成書類

地方独立行政法人法等で定められている作成書類は次のとおりです。

種別	名称	内容
財務諸表	貸借対照表	期末時点における資産、負債及び純資産等の財政状態を示すもの
	損益計算表	期中に発生した費用及び収益を示すもの
	純資産変動計算書	一会計期間に属する法人の純資産のうち、特定資産の処分に伴う資本剰余金の増減等、損益計算書に反映されない項目について示すもの
	キャッシュ・フロー計算書	期中における資金収支状況（キャッシュ・フロー）を活動内容別に集計したもの
	利益の処分に 関する書類及 び損失の処理 に関する書類	法人活動により生じた損益に係る処理を示すもの
	附属明細書	財務諸表に関する補足的情報を示すもの
添付書類	事業報告書	事業内容に係る定性的・定量的情報を示すもの
	決算報告書	予算に対する決算状況を示すもの

(3) 公立大学法人会計について（参考）

○ 他の会計との違い

	公立大学法人会計	官庁会計	企業会計
目的	財政運営状況の開示	予算執行状況の報告	財政運営状況の開示
記帳形式	複式簿記	単式簿記	複式簿記
認識基準	発生主義	現金主義	発生主義
利益の獲得	目的としない	目的としない	目的とする

○ 収益の考え方

運営費交付金や授業料等は、その資金により業務を遂行する義務を負うと解釈されることから、入金時に負債として計上し、期間の進行に応じて、収益に計上します。満額を支出した場合は、収入＝支出となるため損益均衡しますが、経営努力により費用を節減した場合には、利益が発生します。

○ 損益均衡を前提とした会計処理

公立大学法人は利益の獲得を目的としていないため、通常の業務を行えば損益が均衡する仕組みとなっております。

令和4年度までは、運営費交付金や授業料等を財源に固定資産を取得した場合に、単年度で損益が均衡することを前提として、制度設計されてきました。具体的には、「資産見返負債」や「資産見返負債戻入」等の固有の勘定科目により処理することで、取得した年度に関わらず損益が均衡していました。

しかし、「地独会計基準等」の改訂により、令和5年度から「資産見返負債」や「資産見返負債戻入」等の固有の勘定科目が廃止されたことから、単年度では損益が均衡せず、取得年度は収益が、翌年度以降は損失が発生し、長期的には損益が均衡することとなりました。

【令和4年度まで】

(固定資産を取得する場合)

預金（資産）	300	運営費交付金債務	300
↓ 工具器具備品の購入			
預金（資産）	0	運営費交付金債務	0
工具器具備品（資産）	300	資産見返負債	300

運営費交付金等により固定資産を取得した場合、取得額と同額の債務を「資産見返負債」に振り替えます。

(固定資産を減価償却する場合)

1年目	工具器具備品	200	資産見返負債	200
	減価償却費	100	資産見返負債戻入	100
2年目	工具器具備品	100	資産見返負債	100
	減価償却費	100	資産見返負債戻入	100
3年目	工具器具備品	0	資産見返負債	0
	減価償却費	100	資産見返負債戻入	100

每期発生する減価償却費に相当する額を「資産見返負債」（負債）から「資産見返負債戻入」（収益）に振り替えることで、単年度で損益が均衡します。

【令和5年度から】

(固定資産を取得する場合)

預金 (資産)	300	運営費交付金債務	300
---------	-----	----------	-----

↓ 工具器具備品の購入

預金 (資産)	0	運営費交付金債務	300
工具器具備品 (資産)	300		

年度末に残存する運営費交付金債務は、期間進行基準により収益化します。

(固定資産を減価償却する場合)

1年目	工具器具備品	200	当期末処分利益	200
	減価償却費	100	運営費交付金収益	300

工具器具備品取得額300を全額収益に計上、減価償却費との差額200が当期末処分利益となります。

2年目	工具器具備品	100	当期末処分損失	100
	減価償却費	100		

減価償却費100を計上、対応する収益がないため当期末処分損失100が発生します。

3年目	工具器具備品	0	当期末処分損失	100
	減価償却費	100		

減価償却費100を計上、対応する収益がないため当期末処分損失100が発生します。

単年度では損益が均衡せず、長期的に損益が均衡します。

第1期中期目標期間の残余利益について

1 剰余金の経営努力認定基準（会計基準第75（参考）4）

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること
- (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること
 （中期計画又は年度計画の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合除く。）
- (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること

2 令和5年度損益計算書

収益	4,615,712 千円	費用※3	3,652,124 千円
収益	補助金等収益	費用	費用
	52,069 千円	52,069 千円	
	運営費交付金収益	費用	
	2,483,567 千円	3,598,126 千円	
	自己収入等※1	臨時損失	
	862,659 千円	1,929 千円	
臨時収益※2	868,017 千円		
目的積立金取崩額	349,400 千円		
	<u>2,080,076 千円</u>		
		当期総利益	
		963,588 千円	

※1 自己収入等の内訳

学生納付金収益	714,261 千円
受託研究収益	12,573 千円
受託事業等収益	99,910 千円
共同研究収益	13,749 千円
その他収益	22,166 千円
計	<u>862,659 千円</u>

※3 費用の内訳

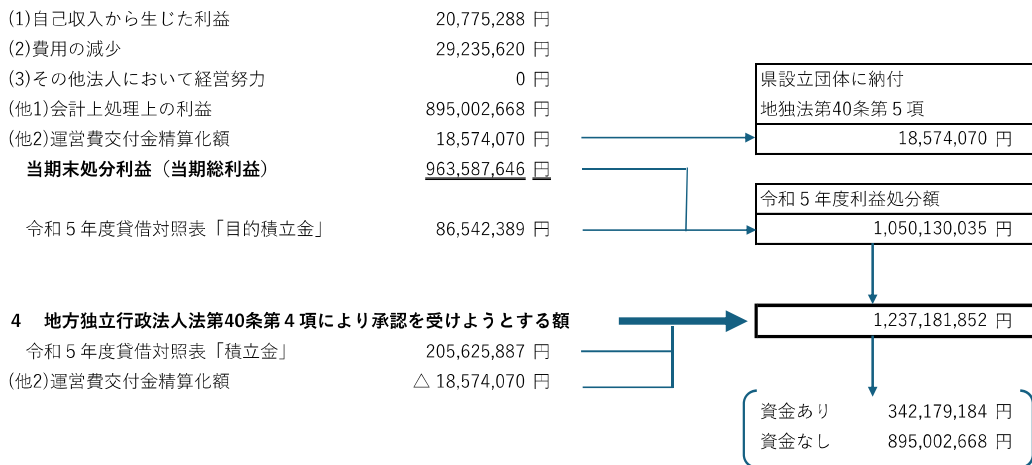
業務費用	3,007,873 千円
一般管理費	636,363 千円
財務費用	5,959 千円
臨時損失	1,929 千円
計	<u>3,652,124 千円</u>

※2 臨時利益内訳

資産見返負債戻入	849,443 千円
運営費交付金精算収益化額	18,574 千円
計	<u>868,017 千円</u>

3 令和5年度利益の処分に関する書類

例年、コロナ禍等の影響により実施できなかった事業については、目的積立金とせず積立金として計上することとし、当期総利益から積立金を引いた差額を「目的積立金」とすることと整理しているが、令和5年度については、予定されていた事業を実施した結果、積立金に該当する事業はなかった。



【地独法第40条第4項により承認を受けようとする額】

		資金あり	資金なし	県納付額
令和5年度利益の処 分に関する書類 (会計基準第94)	当期末処分利益 A	963,587,646 円	50,010,908 円	895,002,668 円
	(1)自己収入から生じた利益		20,775,288 円	
	(2)費用の減少		29,235,620 円	
	(3)その他法人において経営努力			
	(他1)会計上処理上の利益			895,002,668 円
	(他2)運営費交付金精算化額 (会計基準第79)			18,574,070 円
	目的積立金 B	86,542,389 円	86,542,389 円	
	積立金振替額 C (C=A+B)	1,050,130,035 円	136,553,297 円	895,002,668 円

過年度の積立金 D	205,625,887 円	205,625,887 円
-----------	---------------	---------------

地独法第40条第4項により承認を受け ようとする額 (法人案) (県納付額を除く C+D)	1,237,181,852 円	342,179,184 円	895,002,668 円
-----------------------------------------------------	-----------------	---------------	---------------

【参考】

○地方独立行政法人法

(利益及び損失の処理等)

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 地方独立行政法人は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

6 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則

○地方独立行政法人法施行細則

(積立金の処分に係る承認の手続)

第14条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、当該中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。